

## 研究ノート

## 信教の自由と政教分離原則に関する研究序説

尾崎 利生

A Study on Religious Liberty and the Separation between State and Religion.

Toshio OZAKI

## 目次

- 1 はじめに
- 2 信教の自由
- 3 政教分離
- 4 むずびにかえて

## 1 はじめに

日本の信教の自由をめぐる状況については、しばしば信仰の「多元的重層性」・「宗教的雑居性」などが指摘されてきた。実際、日本における宗教人口は人口総数の二倍に近い<sup>1)</sup>。これは同一の信徒がある場合には寺の檀徒として、また神社の氏子として、あるいは他宗派の信徒として重複して集計されたことから生じている。個人生活においても結婚式は神式やキリスト教式で行うが、

葬式は仏式でという姿はごく一般的になっている。このように宗教が大衆意識では冠婚葬祭の通過儀礼とみられるところから、時と場合によっていくつかの宗教を使い分け、さらには宗教と習俗の区別もあいまいになる体質が生まれてくる。ここにみられる宗教的意識のあいまいさは、「多重性」を前提とした信仰に対しては寛容であるが、時として特定の宗教に基づく潔癖な信仰生活をおくる人びとを異端視する傾向として現れ、宗教的少数者が寛容の精神をもって多数者へ同調することを強いらられる<sup>2)</sup>。あるいは、公的性格を有する団体や公権力そのものが宗教にかかわることを、無自覚のうちに許してしまつ傾向がみられる<sup>3)</sup>。このような国民の宗教的意識を利用した政府・地方公共団体による行為が後に検討するような重大な憲法問題を引き起こしていることを考えると、日本の多重信仰という歴史的、社会的状況を考慮することは、欧米における取り扱いにくらべて政教分離原則の解釈、適用を緩

める根拠になるのではなく、むしろ反対に、いっそう厳格な扱いが必要となるのである。日本国憲法が徹底した信教の自由の保障と政教分離原則を定めていることの意味を宗教的少数者の権利保護の観点から再確認しなければならないであろう。

本稿では、日本国憲法の信仰の自由と政教分離原則について基本的事項を整理し、問題状況を概観しておきたい。

## 2 信教の自由

### (1) 信教の自由の意味

信教の自由は、自由・人権思想の先駆的かつ中心的位置を占めるもので、ヨーロッパにおける宗教戦争や教権に対する闘争を経て獲得され、ヨーロッパとアメリカの市民社会で確立されてきた<sup>(3)</sup>。信仰こそ、人間の責任意識や主体性の自覚を自覚めさせ強めるものとして、自由の獲得と達成とに大きな貢献を果たした<sup>(5)</sup>。ことに、一八世紀のアメリカの諸邦の権利章典(たとえば、一七七六年のヴァージニア権利章典一六条)のなかで、信教の自由は、単なる宗教的寛容思想から権利としての自由へと高められたのである。

近代諸憲法は、信教の自由をほぼ例外なく保障するに至ったが、その保障方式は、国により、時代によって大きく異なっている。現代では、信教の自由に対する具体的保障の態様として、(a) イギリス型、(b) イタリア型、(c) アメリカ型という三つの型に大別できる<sup>(7)</sup>。(a)は、国教制度を建前とし、国教以外の宗教にも広範な宗教的寛容を認め、実質的に宗教の自由をほぼ完全に保障するもの(イギリス、スペインなど)、(b)は、教会は公法人として憲法上の地位を与えられており、国家と教会がそれぞれの固有の領域では独自に処理し、競合事項については政教条約

(konkordat)を締結し、これに基づいて処理するもの(イタリア、ドイツなど)、(c)は、国家と教会を完全に分離し、相互に干渉しないことを主義とするもの(アメリカ合衆国、フランス、日本など)である。

わが国においては、大日本帝国憲法(以下明治憲法と称す)の二八条が信教の自由を規定していた。しかし、この保障も「安寧秩序ヲ防ケス」「臣民タルノ義務ニ背カサル限」という制限条項の枠内でのみ認められるにすぎず、他の自由権規定と違って、いわゆる「法律の留保」が定められていなかったところから、命令によって制約可能なものと解されていた。さらに、明治初年には法制上、神社神道は「国家ノ宗祀」とされ、神宮・神社には公法人の地位が、その職員たる神官・神職には官吏の地位が与えられていた<sup>(8)</sup>。日清・日露の対外戦争を経るなかで、「宗教に非ず」とされた国家神道体制が確立し、国民は家の宗教とは関係なく、神社の参拝を義務づけられた。明治憲法下の信教の自由は、神社神道に抵触しない限りでのみ保障されるにすぎなかったのである。

こうした状況を根本的に変革するため、一九四五年七月二六日のポツダム宣言は、その一〇項のなかに「宗教ノ自由ノ確立」を掲げ、同年一月一日には連合軍司令部により国家と神社神道の完全な分離を命じる「神道指令」が発せられた。日本国憲法は、明治憲法時の苦い経験および深刻な反省から、信教の自由保障について詳細な規定を設けている。二〇条一項前段と同条二項で信教の自由を保障し、同条一項後段、同条三項、八九条で政教分離原則について規定している。

### (2) 信教の自由の内容

日本国憲法二〇条一項前段および二項は、個人の信教の自由を

保障しているが、その内容については、分類の仕方をも別として、(a) 宗教的信仰の自由、(b) 宗教的行為の自由、(c) 宗教的結社の自由、という三つの自由を含むと一般に解されている。<sup>9)</sup>

憲法二〇条第一項前段は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」と定め、無制約の信仰の自由を保障している。信仰の対象としての宗教の意義については広く捉えるべきであり、憲法でいう宗教とは、「超自然的、超人間の本質（すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかならず神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拜する心情と行為」、あるいは「超自然的な、人間の通常の認識を超えたものの存在の確認とこれに対する畏敬の念をもととして成立」<sup>10)</sup>するものとして解してよい。宗教的信仰の自由は、そのような宗教を信する、または信じない自由である。これには信仰告白の自由が含まれ、その消極的側面は沈黙の自由を意味する。したがって、信仰の告白を強制することや、信仰に反する行為を強制することは許されない。

二〇条二項は、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」と定める。本項は、明治憲法時代に、神社への参拝や神道式の国家的儀式への参加がしばしば強制されたことを背景に、宗教上の行為などを「強制されない」という消極的側面において規定しているが、同時に積極的側面である自己の宗教的信仰を外部に表現する行為の自由をも保障している。また、本項の「宗教上の行為」は「祝典、儀式又は行事」以外の行為を包括するものであって、そのなかには布教宣伝行為も含まれると解される。したがって、礼拝、祈禱、その他宗教上の儀式や布教などを行い、これらに参加する自由、あるいはまた、それらを行わず、参加を強制されないことを意味する。

さらに、宗教上の集会・結社の自由がある。信仰を同じくする

者が、宗教活動のために集合したり、教会・団体など宗教団体を設立する自由をいう。憲法でいう「宗教団体」は、宗教法人法でいうそれより広く、特定の宗教的目的を達成するために、同一信条を有する者が組織する結合体を示すと解される。<sup>11)</sup> 宗教法人の設立には所轄庁による認証が必要とされているが、それは、宗教団体としての法人格が付与されるか否かに関することであり、宗教結社が自由に宗教活動を行うことを妨げるものではないので、二〇条に違反することにはならないであろう。<sup>12)</sup>

### (3) 信教の自由の保障

宗教的信仰の自由は、思想・良心の自由と同様に、絶対的に保障される。宗教的行為の自由および宗教的結社の自由については、内心の自由の場合のように絶対的な保障を受けるものではなく、必要最小限の規制に服する。その規制法の適用にあたって、信教の自由の侵害にわたらないよう慎重な配慮が必要とされるのである。

信教の自由の保障内容と制約が問題となった主な判例として次のようなものがある。

① 加持祈禱事件<sup>13)</sup> 精神障害者の平癒のため線香護摩による加持祈禱を行い、その行為によって被害者を死に至らした事件で、最高裁は、たとえ宗教行為として行われたものであっても、それは「著しく反社会的なもの」であり、「信教の自由の保障の限界を逸脱したものである」として、僧侶に傷害致死罪（刑法二二五条一項）の成立を認めた。

② 種谷牧師事件<sup>14)</sup> 学園紛争当時、建造物侵入などの犯人として捜査中の高校生一人を教会牧師がかくまって説諭し、犯人蔵匿罪により起訴された事件で、神戸簡裁は、その牧会活動は両少

年の「魂への配慮」にでた行為であつて、二 一条の保障する正当な牧会活動であるとして、無罪とした。

③ 京都市古都保存協力条例事件<sup>(16)</sup> 社寺の文化財の観賞に課税するのは二 一条一項に違反するとして、古都新税条例の事前施行差止めが求められた事件で、京都地裁は、本件条例は、文化財の観賞という行為の宗教的側面を否定するわけではなく、対価を支払つてする有償の文化財の観賞という行為の客観的、外形的側面に拒税力を見出し、これに税を課すこととしたまでであるとして、原告の主張を斥けた。

④ 日曜日授業参観事件<sup>(17)</sup> 教会学校に通うために、公立学校の日曜日参観授業への欠席を余儀なくされた児童とその親が、欠席扱いは信教の自由を侵害するものであるとして出訴した事件で、東京地裁は、公教育の必要から、宗教的行為の自由も合理的根拠に基づく一定の制約を受けるとして、訴えを斥けている。

⑤ 神戸市立高専剣道拒否事件<sup>(18)</sup> 神戸市立高専において、信仰上の理由から剣道の必修実技の履修を拒否した学生に対して、代替措置についてなんら検討することもなく、体育科目を不認定とした担当教員らの評価を受けて、原級留置処分をし、さらに、二年続けて原級留置となつたため退学処分をした校長の措置について、最高裁は裁量権の範囲を超える違法なものとした。

### 3 政教分離

#### (1) 政教分離原則の意味

政教分離原則は、国家の非宗教性・宗教的中立性の原則である。日本国憲法は、二 一条一項後段で、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」と宗教の

側から政教分離原則を定め、同条三項は、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と政教分離原則を明確に定めている。さらに、八九条は、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、……これを支出し、又はその利用に供してはならない」と財政面から政教分離原則を規定している。

政教分離原則は二つの理由から採用される。一つは、個人の信教の自由の保障を確保し、補強する意味をもつ。二つには、政府を破壊から救い、宗教を墮落せしめないために必要とされるのである<sup>(19)</sup>。

#### (2) 政教分離原則の法的性格

日本国憲法における政教分離原則の法的性格については、学説が対立している。従来、一般に、政教分離原則は信教の自由を確保するための手段として定められている制度的保障であると解されてきた(判例は一貫してこの立場にある)。これに対し、近時、政教分離の内容は憲法上明示されているので、制度の積極的創設にかかわる制度的保障の理論をここで用いるべきではないとする見解<sup>(20)</sup>、あるいは、政教分離原則は個人の信教の自由を強化拡大する人権保障規定とみる見解<sup>(21)</sup>が有力に唱えられている。この人権説に対しては、たしかに、政教分離原則は信教の自由と密接不可分の関係にある法原則ではあるが、それは国家に対して特定の宗教にかかわつてはならないことを要請する客観的な法原則であつて、個人の主観的な権利自体を保障するものではない<sup>(22)</sup>、とする批判もある。また、政教分離が「人権」の内容をなす規定なのかそうではないのか(制度的保障など)、という選択ではなく、日本国憲法における政教分離規定は、「信教の自由」という人権規定

であるとともに、それにとどまらない政教分離原則をも定めた規定であると解することも可能とする指摘もある。<sup>②③</sup>

政教分離原則の分離の程度について、絶対的分離と相対的分離に見解が分かれるが、文字どおりの「絶対」の分離は不可能であるから、どこまで厳格に分離すべきかを問うことになる。したがって、(a) 行刑機関による受刑者への宗教的教誨は、二条三項の違反とはされない。(b) 宗教的文化財の維持・保存のための公金支出や、宗教団体への公共施設の貸与は、八九条違反とはされない。(c) 宗教的起源をもつが本来の宗教性を失い完全に習俗化した門松、クリスマス・ツリーなどを国や公共団体の施設におくことも違憲とはされない。

### (3) 目的・効果基準論

憲法が禁止する宗教的活動とはいかなる場合かを判断する基準の適用が問題となる。

市体育館の起工式に際し神道式地鎮祭を行い、そこに公金を支出したことの合憲性が争われた津地鎮祭事件の最高裁判決は、憲法二条三項によつて禁止されている宗教的活動とは、国およびその機関（地方公共団体を含む）の宗教とのかかわり合いをもつすべての行為ではなく、そのかわり合いが相当とされる限度を超えるものに限られるといふべきであつて、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉等になるような行為をいう、といふゆる目的・効果基準を導入して判示した。これに対し、反対意見（一五人の裁判官中の五人）は、政教分離原則を多数意見のように解すると、国家と宗教との結びつきを容易に許し、ひいては信教の自由の保障そのものをゆるがすことになりかねない、として目的・効果基準

を批判していた。

この目的・効果基準論に対する学説の対応は、否定説・厳格適用説・肯定説の三つに大別できる。現在の多数説である厳格適用説は、目的・効果基準の採用を肯定しつつも、最高裁のような緩やかな適用を批判し、目的・効果基準が適用できる場合・基準の内容を厳格にしよつとする見解といえよう。

ここで、アメリカの連邦最高裁の憲法判例理論において、目的・効果基準がどのように形成されてきているのか簡単に確認しておこう。<sup>④</sup>合衆国憲法修正一条は連邦議会が国教樹立に関する法律を制定し、信教の自由を禁止する法律を制定することを禁じている。こんにちでは、信教の自由の保障は修正一四条のデュー・プロセス条項をとおして州にも適用され、国教樹立禁止条項も修正一四条によつて州にも及ぶことが認められている。合憲性審査基準としては、一九六三年の *Schenck* 事件判決<sup>⑤</sup>で、目的と効果の両面から判断する手法が採用され、一九七一年の *Walz* 事件判決<sup>⑥</sup>で、「過度のかかわり合い」という要件が用いられたのを、一九七一年の *Lemon* 事件判決<sup>⑦</sup>で厳格な三つの要件として確立したものである。①国の行為が世俗的な目的（*secular purpose*）をもつものでなければならぬ、②国の行為の主要な第一次的な効果（*primary effect*）が宗教を助長・促進するものでも、抑圧するものでもあつてはならぬ、③国の行為は宗教との過度のかかわり合い（*excessive entanglement*）をもつものであつてはならぬ、とする。このレモン・テストという合憲性審査基準は、それぞれ独立の意味をもつ右の三つの基準が合体して成立しており、一つでもその基準がクリアできないと違憲と判断されることになるので、基準としてはかなり難しい側面をもつていえる。

このレモン・テストは、主として宗教に対する政府の補助の合

憲性をめぐる事例のなかで展開された。その後、連邦最高裁は、国教樹立禁止が問題となるすべての事例にこの基準を適用するようになっていった。ただし、レモン・テストに対しては批判的な声も根強く、連邦最高裁もときおり別の要素に依拠して判断を下している<sup>(30)</sup>。アメリカにおいて、政府の宗教政策や社会状況のなかで国教樹立禁止条項をめぐっては、揺れの激しい領域の一つといえよう。

#### 4 むすびにかえて

わが国でも、政府分離に関する合憲性審査基準として最高裁が津地鎮祭事件で採用した目的・効果基準論は、その後の判例のなかで確認されていく。

たとえば、山口県殉職自衛官合祀違憲訴訟において、山口地裁判決<sup>(31)</sup>・広島高裁判決<sup>(32)</sup>・最高裁判決<sup>(33)</sup>は、この目的・効果基準に従って判断したが、結論は正反対のものになった。また、箕面忠魂碑訴訟の大阪地裁判決は、目的・効果基準とこれに加えて「過度のかわり合い」の基準を採用して碑の移設・再建に対する市の関与について違憲の判決をなしたが、同事件の控訴審高裁判決では逆に目的・効果基準により合憲判断がなされ、上告審最高裁判決も合憲判断を導いた。そして岩手靖国訴訟の盛岡地裁判決<sup>(34)</sup>においても、政教分離原則違反が問われた行為について、やはり目的・効果基準に依拠しながら合憲判決がなされたが、同事件の仙台高裁判決では逆に目的・効果基準を援用し、内閣総理大臣等の公式参拝は靖国神社を公的に特別視し、優越的地位を与えているとの印象を社会一般に生じさせるとして、違憲判決が導かれた。愛媛玉串料訴訟の松山地裁判決も、目的・効果基準を援用し、県の玉

串料支出は県と靖国神社の結びつきに関する象徴としての役割を果たしているとして、違憲判決をなしたが、同事件の控訴審高松高裁判決<sup>(35)</sup>は逆に合憲判断がなされた。長崎忠魂碑訴訟の長崎地裁判決では、目的・効果基準により一四碑のうち、護国神社の神官主宰で神式の宗教儀式により慰霊祭を行っている忠魂碑一碑を違憲と判断したが、同事件の控訴審福岡高裁判決<sup>(36)</sup>は目的・効果基準を緩やかに適用して、違憲の主張を斥けている。

このようにみえてみると、目的・効果基準が明確かつ客観的な基準たりうるかについて異論がでてくるのも当然であろう<sup>(37)</sup>。裁判所の判断は個々の事例においてかなり大きな揺れをみせている。実際にこの基準を適用していく場合には、政教分離原則に対する裁判所の姿勢が問題になる。そこには、憲法の信教の自由の保障および政教分離原則についての基本的認識が反映されるからである。したがって、裁判所は憲法二条および八九条設定の経緯と意義を十分考慮に入れて、本基準の適用が妥当な場合かどうか、また、適用にあたっては基準の内容をより厳格に解していかなければならないであろう。

#### 注

(1) 一九九二年二月現在で、人口総数約一億二千万人に対し、信徒数は約二億二千万人を示している。(『朝日年鑑』一九九五年版八頁六頁)。

(2) 山口殉職自衛官合祀訴訟(最大判昭和六三年六月一日民集四二巻五号二七七頁)において最高裁多数意見は、殉職自衛官を合祀した県護国神社と被告人たる妻の関係を論じるなかで宗教的寛容論を持ち込み、強制、妨害のない限り被告人は受忍すべきであるとした。しかし、もともと寛容とは、少数派の人権を守るため多数派に対して向けられた要求であって、近代の「寛容」

- の精神史からみると、まったく逆立ちした論理といえよう。
- (3) 宮田光雄『日本の政治宗教』(朝日新聞社、一九八一年)五頁。藤田達郎『日本国憲法 資料と判例』(四訂版)(II)『基本的人権』現代憲法研究会編(法律文化社、一九九一年)一一一―一二頁。
- (4) 宗教的少数者の権利保護の観点について、藤林益三裁判官は、津地鎮祭事件最高裁判決(最大判昭和五二年七月一三日民集三一巻四号五三三頁)の追加反対意見のなかで、「国家や地方公共団体の権限、威信及び財政上の支持が特定の宗教の背後に存在する場合には、それは宗教的少数者に対し、公的承認を受けた宗教に服従するよう間接的に強制する圧力を生じることになるから」とえ、少数者の潔癖感に基づく意見と見られるものがある。これらの宗教や良心の自由に対する侵犯は多数決をもつても許されないのである。」とされ、また、伊藤正己裁判官は、殉職自衛官合祀事件最高裁判決の反対意見のなかで、「基本的人権、特に精神的自由にかかわる問題を考える場合に少数者の保護という視点に立つことが必要であり、特に司法の場合においてはそれが要求される」と指摘されていた。
- (5) J・Bレユアリ(森島恒雄訳)『思想の自由の歴史』(岩波書店、一九五一年)、山田卓生「信教の自由 最近のアメリカにおける展開」、『基本的人権5』(東京大学出版会、一九六九年)、イエリネク(初宿正典訳)「人権宣言論」『人権宣言論争』(みすず書房、一九八一年)、など。
- (6) 宮田光雄『現代日本の民主主義 制度をつくる精神』(岩波書店、一九六九年)九三頁。
- (7) 津地鎮祭事件の名古屋高判昭和四六年五月一四日行集二巻五号七五頁。芦部信喜「国家と宗教」『法学教室』五二号(一九八五年)九―一頁。
- (8) 維新政府は、一八六八年(慶応四年)三月二三日、神祇官を再興して諸神社を管轄する旨を布告し、神道国教化政策を展開した。一八七一年(明治四年)五月一四日の太政官布告で神社は、「国家ノ宗祀」と公的性格を規定し官社・諸社にわけられた。
- (9) 佐藤幸治『憲法(新版)』(青林書院、一九九一年)四三五頁。佐藤功『日本国憲法概説(全訂第四版)』(学陽書房、一九九一年)一八五―一八六頁。種谷春洋「内面的精神活動の自由」、『憲法Ⅱ人権』(有斐閣、一九七八年)三一―四頁以下、など。
- (10) 前掲・名古屋高裁判決行集二巻五号六八頁。
- (11) 箕面忠魂碑訴訟の大阪地判昭和五七年三月二四日判例時報一三六号二頁。
- ただし、こうした「宗教」の定義が、「やや有神論的宗教観に寄りすぎといえようか」として、「宗教」の定義を検討するものに、坂本昌成「信教の自由」ジュリスト一八九号(一九九六年)一九一頁がある。
- (12) 佐藤(幸)・前掲書四三六頁は、「特定の信仰を有する者による、当該宗教目的を達成するための組織体」とされ、宮澤俊義(芦部信喜補訂)『全訂日本国憲法』(日本評論社、一九七八年)二三九頁は、「宗教的礼拝ないし宣伝を目的とするすべての団体」と説かれている。
- (13) 佐藤(幸)・前掲書四三六頁、吉田善明『日本国憲法論』(三省堂、一九九一年)二六八頁。
- (14) 最大判昭和三八年五月一五日刑集一七巻四号三二頁。
- (15) 神戸簡裁昭和五年二月二日判例時報七六八号三頁。
- (16) 京都地判昭和五九年三月二日行集三五巻三三三―三五三頁。
- (17) 東京地判昭和六一年三月二日行集三七巻三三三―三四七頁。
- (18) 最判平成八年三月八日民集五巻三三三―三四九頁。
- (19) Engel v. Vitale, 370 U.S. 421 (1962) におけるブラック判事の代表意見、熊本信夫『アメリカにおける政教分離の原則(増補版)』(北海道大学図書刊行会、一九八九年)三六九頁以下。
- (20) 佐藤(幸)・前掲書四四三頁。
- (21) その代表的推唱者は、高柳信一「政教分離判例理論の思想」、『アメリカ憲法の現代的展開2 統治構造』(東京大学出版会、一九七八年)二二二頁、笹川紀

- 勝「精神的自由」、『憲法講義2』（有斐閣、一九七九年）九八頁、横田耕一「『信教の自由』の問題状況」、『the Law School』四六号（一九八二年）一一頁など。
- (22) 戸波江二「政教分離原則の法的性格」、『憲法訴訟と人権の理論』（有斐閣、一九八五年）五三七—四二頁、青柳幸一「信教の自由」、『自由・平等・友愛憲法のごころ』（八千代出版、一九八九年）八八—九頁。
- (23) 孝忠延夫「政教分離」原則』と信教の自由』、『関西大学法学論集四四巻四・五合併号（一九九五年）一一頁。
- (24) 前掲・注（4）。
- (25) 芦部「国家の宗教的中立性」、『法学教室八五号（一九八七年）一一頁以下、松井茂記「アメリカ憲法入門（第三版）」（有斐閣、一九九五年）二一八頁以下、なす。
- (26) School District of Abington v. Schempp, 374 U.S. 203 (1963) のシモン事件は、公立学校で聖書の一節を朗読し祈禱を斉唱することを命じた州法が問題とされ、連邦最高裁は、目的と効果の基準のもとで、これを違憲と判断した。
- (27) Walz v. Tax Commission of the City of New York, 397 U.S. 664 (1970) のウォルツ事件では、教会の所得税を他の公益法人と平等に免税することの合憲性が争われた。連邦最高裁判は、この免税を廃止すると、政府が教会の財産を評価することとなり、教会と許しがたい程度にまでかわり合う状態に置かれることになつてしまつて、この免税の判断を下した。
- (28) Lennon v. Kurtzman, 403 U.S. 602 (1971) のレノン事件では、連邦最高裁は、私立学校の世俗教科の教師のサラリーと教材の一部の費用を学校に弁済することを認めた州法を違憲と判断した。
- (29) Marsh v. Chamber, 463 U.S. 783 (1983), Lynch v. Donnelly, 465 U.S. 688 (1984), County of Allegheny v. ACLU, 492 U.S. 573 (1989) 判決の事件では、連邦最高裁は、レノン・テストはいささか異なる合衆国憲法起草期の歴史や伝統、また、宗教を支援するかどうかといった要素を持ち込んで判断がなされている。
- (30) 山口地判昭和五四年三月二二日判例時報九二二号四四頁。
- (31) 広島高判昭和五七年六月一日判例時報一四六号三頁。
- (32) 前掲・注（2）。
- (33) 前掲・注（11）。
- (34) 大阪高判昭和六二年七月一六日判例時報二二三七号三頁。
- (35) 最判平成五年二月一六日民集四七巻三二号一六八七頁。
- (36) 盛岡地判昭和六二年三月五日判例時報二二三三三三頁。
- (37) 仙台高判平成三年一月一日判例時報一三七三三頁。なお、拙稿「靖国神社公式参拝議決と玉串料等公金支出にかかる司法判断」、『中京大学社会科学研究所二巻一号（一九九一年）六一—七頁。
- (38) 松山地判平成元年三月一日判例時報一三三三三三頁。なお、拙稿「わが国における政教分離の意味と問題状況」、『中京大学大学院生法学研究論集一〇号（一九九一年）七二頁以下。
- (39) 高松高判平成四年五月二二日行集四三巻五号七二七頁。
- (40) 長崎地判平成二年二月一日判例時報一三四三三三頁。
- (41) 福岡高判平成四年二月一八日行集四三巻一・二二二五三三七頁。
- (42) 奥平康弘「日本の神々と日本の憲法」、『愛媛県靖国神社玉ぐし料支出事件に關連して』、『法律時報六一巻八号（一九八九年）九七頁。